○経済産業省令第三十五号

外国為替令等の一部を改正する政令（令和七年政令第百七十五号）の施行に伴い、輸出貿易管理規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月九日

経済産業大臣　武藤　容治

輸出貿易管理規則の一部を改正する省令

輸出貿易管理規則（昭和二十四年通商産業省令第六十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（許可の手続等） **第一条**　次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項又は輸出貿易管理令（以下「令」という。）第一条第三項の規定により経済産業大臣に輸出の許可を申請しようとする者　別表第一で定める様式による輸出許可申請書二通 二　令第二条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の承認を申請しようとする者　別表第一の二で定める様式による輸出承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の二の二で定める様式による輸出承認申請書、同項第二号に該当する場合にあっては、別表第二で定める様式による委託加工貿易契約による輸出承認申請書）三通（経済産業大臣が別に定める場合にあっては、二通）	（許可の手続等） **第一条**　次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 一　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号。以下「法」という。）第四十八条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の許可を申請しようとする者　別表第一で定める様式による輸出許可・承認申請書二通 二　輸出貿易管理令（以下「令」という。）第二条第一項の規定により経済産業大臣に輸出の承認を申請しようとする者　別表第一の二で定める様式による輸出承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の二の二で定める様式による輸出承認申請書、同項第二号に該当する場合にあっては、別表第二で定める様式による委託加工貿易契約による輸出承認申請書）三通（経済産業大臣が別に定める場合にあっては、二通）

改正後	改正前
三　法第四十八条第一項又は令第一条第三項の規定による輸出の許可及び令第二条第一項の規定による輸出の承認（同項第二号に係るものを除く。）を同時に経済産業大臣に申請する者　別表第一の三で定める様式による輸出許可・承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の三の二で定める様式による輸出許可・承認申請書）二通 2～4　（略） （特別の許可及び承認の申請手続等） **第二条の二**　経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。 一　法第四十八条第一項若しくは令第一条第三項の規定による経済産業大臣の許可又は令第二条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続 二　（略）	三　法第四十八条第一項の規定による輸出の許可及び令第二条第一項の規定による輸出の承認（同項第二号に係るものを除く。）を同時に経済産業大臣に申請する者　別表第一の三で定める様式による輸出許可・承認申請書（同項第一号の三から第一号の八までのいずれかに該当する場合にあっては、別表第一の三の二で定める様式による輸出許可・承認申請書）三通 2～4　（略） （特別の許可及び承認の申請手続等） **第二条の二**　経済産業大臣は、必要があるときは、次の各号に掲げる手続について、この省令の規定にかかわらず、特別な手続を定めることができる。 一　法第四十八条第一項の規定による経済産業大臣の許可又は令第二条第一項の規定による経済産業大臣の承認を受ける手続 二　（略）